

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡川島町大字上八ツ林字 新田前町一四一番地先から 同郡同町大字下八ツ林字柳町 二三九番一地先まで	比企郡川島町大字上八ツ林字 新田前町一四一番地先から 同郡同町大字上八ツ林字宮ヶ 谷戸九〇八番一地先まで	区間
一〇・六六〽 二九・一〇	一〇・六六〽 一五・六七	敷地の幅員 (メートル)
一一六七・六〇	一一四〇・〇〇	延長 (メートル)
平成二十三年八月三十日 付け埼玉県東松山県土整 備事務所長告示第二十九 号の変更		備考